

# 地球温暖化対策の推進に関する法律の最近の改正について

吉川 圭子

YOSHIKAWA, Keiko

国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター副センター長

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において採択された「パリ協定」の目標達成に向け、現在、世界各国がカーボンニュートラルの早期達成を目指して取り組んでいる。我が国も 2020 年 10 月に菅総理が「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、それを受けて 2021 年、2022 年と続けて地球温暖化対策の推進に関する法律の改正が行われた。本稿ではその概要について紹介する。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号） 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 60 号）

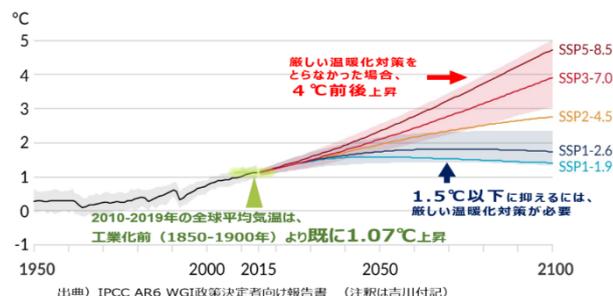
### 1. はじめに

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）は、COP3 での京都議定書の採択などを背景に 1998 年 10 月に公布された。その後、京都議定書の締結や COP16 におけるカンクン合意、パリ協定の採択、2050 年カーボンニュートラル宣言などを背景に合計 8 回の改正を経て現在に至っている。本稿では、このうち、2021 年及び 2022 年の改正内容について紹介する。

### 2. 2050 年カーボンニュートラル宣言

温対法改正に先立ち、2020 年 10 月、菅内閣は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言した。カーボンニュートラルとは、「温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること」を意味している。2015 年採択のパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前 +2℃を十分に下回るものに抑え、さらに 1.5℃までに抑える努力を継続することを世界共通目標として合意した。そのため、120 以上の国と地域が 2050 年までのカーボンニュートラルを目標に掲げている。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が 2021 年 8 月に公表した報告書によれば、世界平均気温は、工業化以前と比較して既に約 1℃上昇しており（図 1）、パリ協定の目標達成に向けた脱炭素社会への転換が国内外で急務となっている。

図 1 1850-1900年を基準とする世界平均気温の推移



### 3. 2021 年改正の背景と概要

2021 年の温対法改正は、前述の「2050 年カーボンニュートラル」宣言、国の宣言に先立ち 2050 年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体の増加、気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業の増加、の 3 点を背景に行われた。

具体的には、2021 年においては、主に、

- 「2050 年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収量との間の均衡が保たれた社会）の実現」を旨とする基本理念規定の新設。
- 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設
- 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進

の 3 点の改正が行われた。

### 4. 2022 年改正の内容

本年 6 月に公布された改正温対法では、脱炭素社会実現に向けて、財政投融资を活用した脱炭素化支援機構を設立するとともに、地方公共団体に対する財政措置の基盤となる規定の整備が図られた。意欲的な脱炭素関連事業へのリスクマネーの供給を通じ、民間投資を呼び込むことが本改正の狙いである。

今後、脱炭素社会の実現に向け、国全体で脱炭素ビジネスの拡大が求められている。

### 参考文献

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について（2021.3.2, 環境省）  
株式会社脱炭素化支援機構の設立の検討状況について（2022.5.26, 環境省）  
IPCC 第 6 次評価報告書 WG1 報告書政策決定者向け要約 暫定訳（気象庁、2022.5）

キーワード 温対法改正, 脱炭素社会, カーボンニュートラル